

※本特約は、カード会員規約の特約として、適用されます。

※本特約の用語は、カード会員規約に定める用語と同義とし、本特約に定めのない事項についてはカード会員規約が適用されます。

第1条（ETC会員）

ETC会員とは、株式会社セディナ（以下「当社」という）が貸与したクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「親カード」という）の会員（家族会員を含む）のうち、本特約およびカード会員規約を承認のうえ、当社にETCカード（ETCシステムを利用し通行料金を決済する機能を有するICカードをいう。以下同じ）を申込み、当社が認めた方をいいます。

第2条（ETCカードの貸与・有効期限等）

- (1) 当社はETC会員に対して、親カードに追加し、ETCカードを1枚発行し、貸与します。なお、ETCカードの所有権は当社に帰属します。
- (2) ETC会員は、善良なる管理者の注意をもってETCカードを利用・保管・管理するものとします。
- (3) ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した年月の末日までとします。当社が引き続きETC会員として適当と認める場合、ETC会員毎に定められた時期に更新するものとします。

第3条（紛失・盗難等）

ETCカードが紛失、盗難、詐取、横領等（以下「紛失・盗難等」という）にあった場合は親カードに準じて取り扱われます。ただし、ETCカードを車内に放置して、紛失・盗難等にあった場合、重大な過失があったものとみなします。

第4条（ETC）

- (1) ETCとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、当社がETC決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」といいます。）の料金所に設置した道路側アンテナと車両に取り付けられた車載器（以下「車載器」といいます。）との無線交信を行うことにより、有料道路の通行料金（以下「通行料金」といいます。）を料金所においては支払うことなく、通行することのできる仕組みをいい、ETCが利用できる料金所をETC料金所といいます。
- (2) ETC会員は、ETCの利用に関する本特約に定める以外の事項については、別途定めるETCシステム利用規程の内容に従います。
- (3) 当社は、当社の責めによらない車載器などに起因して発生した事項および有料道路通行時に発生した事項については、責任を負いません。

第5条（カードの利用方法）

- (1) ETC会員は、ETCカードを、「ETC利用規程に従って、正常に取り付けられた車載器に挿入することにより、ETCを利用することができます。また、道路事業者所定の料金所においては、無線交信によらず、ETCカードの提示によりETCを利用することができます。
- (2) ETC会員は、道路事業者が記録した通行記録をもって正規の通行料金とみなして当社が立替払いすることに承諾します。

第6条（お支払い）

ETCカードの利用により当社が立て替えた通行料金は、支払方式、支払方法、遅延損害金、利用可能枠、期限の利益喪失等についてカード会員規約を準用し、親カードによるカードショッピングの支払金と合算して支払うものとします。

第7条（退会および会員資格の取消と利用の一時停止）

- (1) ETC会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にETCカードを返却するものとします。

- (2) ETC会員が次のいずれかに該当した場合、当社はETC会員に通知することなく、ETCカードの利用停止またはETC会員の資格および親カードの会員資格を取消すことができ、これらの措置とともに道路事業者当該カードの無効を通知することがあります。当社は、これらの措置による道路上での事故に関し、これを解決又は損害賠償する責任を負わないものとします。
1. 入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。
 2. 本特約のいずれかに違反した場合。
 3. ETCカード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 4. その他当社がETC会員として不適格と判断した場合。
- (3) (2)に該当し、当社および有料道路事業者がETCカードの返却を求めたときは、ETC会員はすみやかにカードを返却するものとします。
- (4) ETC会員が親カードの会員資格を取消された場合または会員を退会した場合、当然にETC会員の資格も取消されるものとします。

第8条（カード会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、カード会員規約を適用するものとします。

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された店舗または加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談および宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止や個人情報に関するお問い合わせについては、株式会社セディナ「アンサーセンター 03-5638-3211、06-6339-4074」東京都墨田区菊川三丁目17番2号 〒130-8548におたずねください。

株式会社セディナ

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 〒460-8670